

九州大学大学院工学府

博士学位論文審査方法の概略

令和2年11月

課 程	課程博士（甲）	論文博士（乙）
予備調査会	<p>論文審査の申請に当たっては、各専攻で予備調査会（教室教授会）を開催する。予備調査会（定足数なし）で推薦教授（主査）が論文内容を説明し、副査の選定を行う。終了後、専攻長は予備調査結果報告書（別紙様式6－甲・乙）を学府長（窓口：工学部等教務課教務係、以下「教務係」という）に提出する。</p> <p>予備調査会開催日から1年の間は論文提出が可能である。</p> <p>「優れた研究業績を上げた者」の場合は、予備調査結果報告書の他に、専攻長からの「優れた研究業績と認定した理由書」を添付する。</p> <p>「優れた研究業績を上げた者」の予備調査会の開催は、博士後期課程における在学期間が6カ月を経過後可能である。</p>	
論文審査の申請	<p>学位論文の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部</p> <p>学位論文審査願・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部</p> <p>主論文・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>主論文の電子ファイル（PDF形式）・・・・・・・・ 1通</p> <p>参考論文（1通を添付することができる）・・ 1通</p> <p>論文目録（別紙様式1）・・・・・・・・ 2部</p> <p>論文要旨（別紙様式2）・・・・・・・・ 2部</p> <p>※ 論文要旨は電子ファイルも提出のこと</p> <p>履歴書（別紙様式3）・・・・・・・・ 2部</p> <p>承諾書（別紙様式4）・・・・・・・・ 1部</p> <p>※ 自署のスキャンデータ又は写真データの提出でも可とする</p> <p>単位修得証明書（博士後期課程）・・・・・・・・ 1部</p> <p>学位記関係表記文字（別紙様式7）・・・・・・・・ 2部</p>	<p>学位論文の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部</p> <p>学位申請書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部</p> <p>主論文・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>主論文の電子ファイル（PDF形式）・・・・・・・ 1通</p> <p>参考論文・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>論文目録（別紙様式1）・・・・・・・・ 2部</p> <p>論文要旨（別紙様式2）・・・・・・・・ 2部</p> <p>※ 論文要旨は電子ファイルも提出のこと</p> <p>履歴書（別紙様式3）・・・・・・・・ 2部</p> <p>承諾書（別紙様式4）・・・・・・・・ 1部</p> <p>※ 自署のスキャンデータ又は写真データの提出でも可とする</p> <p>学位記関係表記文字（別紙様式7）・・・・・・・ 2部</p> <p>審査手数料 57,000円 （教授会（代議員会）の翌日午前10時までに財務部経理課収入係で納入）</p>
論文の受理	<p>上記書類を、教授会開催の1週間前までに学府長（窓口：教務係）に提出する。</p> <p>「優れた研究業績を上げた者」の場合は、博士後期課程における在学期間が9カ月を経過後提出可能である。</p> <p>論文の受理の決定は、教授会（代議員会）において行う。（定足数1／2）</p> <p>会議資料「学位論文提出、論文目録、論文要旨、履歴書」を当日全員に配布。</p> <p>主論文は、教授会（代議員会）において回覧する。</p> <p>なお、教授会（代議員会）が遠隔会議により開催される場合は、編集不可の制限を付した主論文の電子ファイルを事前に教授会（代議員会）構成員に配付するとともに、製本された主論文は教務係で閲覧可能であることを告知する。</p>	

論文調査委員会の設置	受理を決定した論文を審査するため、教授会（代議員会）に論文調査委員会及び審査委員会を置く。	
	論文調査委員会（主査を含む）は3人以上。主査は学生の所属する専攻（乙は、学位申請書が提出された専攻）の指導教員で、1人以上の論文調査委員は、他の専攻の指導教員又は他の学府の指導教員から選出する。ただし、必要に応じ他の大学院又は研究所等の教員等を選出することができる。	
論文の進達	教授会（代議員会）開催の翌日の午前中に、学府長は提出書類等を総長（窓口：学務部学務企画課教務・学務情報係）へ進達する。	
論文受理日	総長へ進達した日	
審査指令日	総長決裁日で、学府長あてに審査指令が通知される。	
審査指令	学府長から論文調査委員会主査に、総長からの審査指令の写しを付して通知する。	
論文公聴会	総長からの審査指令後、論文公聴会を開催することができる。論文公聴会開催が決定次第、論文公聴会開催願を学府長（窓口：教務係）に提出する。 なお、やむを得ず審査指令予定日より前に公聴会を開催したい場合は、教務係へ相談すること。	
論文調査委員会	論文公聴会終了後、論文調査、最終試験を行い、論文調査報告書（別紙様式4-甲）を作成する。	論文公聴会終了後、論文調査、試験、学力確認を行い、論文調査報告書（別紙様式4-乙）を作成する。
論文審査委員会	審査委員会の委員は、学生の所属する専攻の指導教員及び論文調査委員会の指導教員で構成する。 審査委員会委員長はその専攻の専攻長とする。	審査委員会の委員は、審査をうけようとする専攻の指導教員及び論文調査委員会の本学府の指導教員で構成する。 審査委員会委員長はその専攻の専攻長とする。
	審査委員会は、論文調査の結果及び最終試験の結果を審議し、投票によりその合否を判定する。 （定足数2/3、議決3/4以上）	審査委員会は、論文調査の結果、試験の結果及び学力確認の結果を審議し、投票によりその合否を判定する。 （定足数2/3、議決3/4以上）
	学位論文審査結果の報告（別紙様式5-甲）を作成する。	学位論文審査結果の報告（別紙様式5-乙）を作成する。

	教授会（代議員会）開催の1週間前までに、次の書類を学府長（窓口：教務係）に提出する。会議資料は当日配布する。	
学位授与の可否決定	論文調査報告書（別紙様式4-甲）・・・2部 学位論文審査結果報告書（別紙様式5-甲）・・・1部 論文審査の結果の要旨（別紙様式5-2）・・・2部 インターネット公表確認書（別紙様式6）・・・1部* 論文要約（該当者のみ）・・・1部 「優れた研究業績を上げた者の場合」 審議過程報告書・・・2部 博士後期課程単位認定調書・・・1部 ※ 論文調査報告書、論文審査の結果の要旨、インターネット公表確認書、論文要約は電子ファイルも提出すること。	論文調査報告書（別紙様式4-乙）・・・2部 学位論文審査結果報告書（別紙様式5-乙）・・・1部 論文審査の結果の要旨（別紙様式5-2）・・・2部 インターネット公表確認書（別紙様式6）・・・1部* 論文要約（該当者のみ）・・・1部 ※ 論文調査報告書、論文審査の結果の要旨、インターネット公表確認書、論文要約は電子ファイルも提出すること。
	教授会（代議員会）は、審査委員会の報告に基づき学位授与の可否を決定する（定足数2/3以上） *やむを得ない事由により、非公表とした場合のみ論文要約（結論まで含んだ概要であること）を提出すること。なお、やむを得ない事由が解消された場合は、インターネット公表確認書を再提出すること。	
審査の報告	教授会（代議員会）開催翌日の午前中に、総長へ論文審査結果の報告及び主論文1通を提出する。	
学位授与	総長決裁日で、学府長あてに学位授与が通知される。	
学位授与の通知	学府長から専攻長に、総長からの学位授与通知の写しを付して通知する。 また、主論文（1通）、（参考論文1通）を専攻で保管するよう依頼する。	

申 し 合 わ せ

学位記授与式は、9月及び3月の年2回行われ、各自宛に通知がある。

博士後期課程に所定の年限在学し、単位修得の上退学した者が、退学後3年以内に論文を提出して、審査及び試験に合格した場合には、課程博士（甲）の学位記を授与する。（九州大学学位規則の運用に関する申し合わせ）
（退学後3年以内：昭和37年5月8日 第621回評議会決定）

工学府学位論文審査の取扱内規第5条に定める論文調査委員会に、授業を担当する准教授を加えることができる。ただし、第5条第2項に定める「他の専攻の指導教員等」には算入しない。また、この論文調査委員は、審査委員会の組織には加わらない。

学府教授会の定足数は、構成員の3分の2以上であるが、当日海外旅行中の者及び休職者を構成員数から除外して算定する。
（研究科委員会の定足数に関する申合せ：昭和60年5月15日研究科委員会決定）

審査委員会の定足数は、構成員の3分の2以上であるが、休職者及び長期外国出張者（3カ月以上）を構成員から除外して算定する。
（平成9年11月：研究科委員会決定）

審査委員会をやむを得ず欠席する委員は、あらかじめ論文調査委員会の報告に関し、意見と可否の判定を審査委員長に提出することができる。審査委員会は委員の過半数が出席し、かつ、意見及び可否を判定した欠席者との合計が委員の2/3以上となる場合は、定足数2/3以上を充足するものとみなす。
（平成10年1月：研究科委員会決定）

論文要旨は、課程博士（甲）・論文博士（乙）とも、2,000字程度にまとめる。

審査報告の論文調査の結果の要旨は、課程博士（甲）・論文博士（乙）とも、400字以内とする。

論文博士（乙）の取扱内規第6条第3項の外国語の試験については、外国人の場合はこの定めにかかわらず、当分の間、英語・独語・仏語・日本語の中から、母国語を除き1カ国語を課することができるものとする。

教授会で学位授与の可否を決定する場合は、審査委員会の報告を尊重し、投票を省略する。ただし、疑義がある場合には投票によって可否を決定する。
（定足数2/3、議決3/4以上）